

あきる野市通所型サービスC（短期集中のトレ!!） 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 目的

本事業は、運動機能の低下が見られる要介護状態区分等が要支援1、要支援2又は事業対象者の高齢者を対象に、理学療法士等が利用者の個別性に応じた3か月間のプログラムを提案し、日常生活に支障のある生活行為の改善を図るとともに、利用後も引き続き活動や社会参加を意欲的に取り組めるよう支援することを目的とする。

(2) 件名

あきる野市通所型サービスC（短期集中のトレ!!）実施業務委託

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※ 仕様書の内容に限らず、より効果的だと考えられる実施方法等があれば提案を可能とする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日（金）まで

2 提案限度額

2,880,780円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、専門知識、技術力、支援体制、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する企画提案書等の内容及びヒアリングの状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。

ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

4 実施形式（プロポーザルの方法）

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 理由

本事業は、運動機能の低下が見られる要介護状態区分等が要支援1、要支援2又は事業対象者の高齢者を対象に、理学療法士等が利用者の個別性に応じた3か月間のプログラムを提案し、日常生活に支障のある生活行為の改善する事業であることから、事業の実施に必要となる様々な適正を有する事業者を選定する必要があるため。

5 スケジュール

令和4年7月 5日（火） 公募開始

令和4年7月28日（木） 質疑受付締め切り

令和4年8月 2日(火) 質疑に対する回答

令和4年8月 9日(火) 企画提案書等の提出締め切り

令和4年8月15日(月)(予定) 書類審査及びプレゼンテーション審査

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とする。ただし、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始申立てがなされている者でないこと。
- (3) 令和4年7月5日から令和4年8月15日までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年あきる野市通達第37号)による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 直近の法人税等納付すべき税を滞納していないこと。
- (5) 応募受付日において、市内に事業所を置いている者

7 申込方法等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、イ、エ及びキに掲げる書類は、原本1部及び副本6部を提出すること。

ア 参加申込書(様式1号)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 法人等履歴事項全部証明書(写し)

エ 法人等概要書(様式2号)、法人等のパンフレット

オ 直近の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書等(未納額がないことを確認できるもの)

カ 直近の法人事業税納税証明書(未納額がないことを確認できるもの)

キ 直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)

(2) 提出期限 令和4年8月9日(火)午後5時15分まで

(3) 提出場所 あきる野市健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係(市役所1階南側)

(4) 提出方法 持参又は郵送による。(郵送の場合は必着)

8 企画提案書作成方法

(1) 企画提案内容について

企画提案書の提出は、1者当たり1案とし、次の項目に留意し、作成すること。

ア これまでの介護予防事業の実績(公的機関からの委託事業、独自事業など)

イ 今回応募した理由(応募動機)

ウ 実施する介護予防事業の内容(具体的に記述)

- エ 通所型サービスCの実施に当たり、重要（大切）である点
- オ 利用者の明確な目標の設定、その目標達成への具体的な支援方法
- カ 利用者の事業実施前後の評価方法
- キ 利用者の意欲を高めるための方法
- ク 利用者の送迎方法
- ケ 事業の実施体制（従事者の人数、職種、業務年数、経験業務内容等）
- コ 従事者の欠員に対する対応方法
- サ 従業者に対してどのような研修を行っているか。
- シ 事業者（法人）の個人情報保護体制及び個人情報保護方針等
- ス 個人情報の保管方法（保管場所、管理方法等）
- セ 感染症対策の方法
- ソ 事業実施に当たり対象者の安全管理体制について
- タ 苦情処理体制
- チ 提案金額
- ツ 事業の実施場所、日時

(2) 企画提案書の様式等

企画提案書のサイズはA 4 版両面印刷可（A 3 版は片面印刷折り込み）で、1 0 枚以内とする。なお、身体機能等の評価票などの事業で利用を想定する資料については、別添も可能とする。

9 質疑・応答

本プロポーザルに関する質問については、質問票（様式第3号）により、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年7月28日（木）午後5時15分まで
- (2) 提出先 あきる野市健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係
- (3) 回答方法 令和4年8月2日（火）にあきる野市ホームページにて回答する。

10 審査方法

あきる野市通所型サービスC（短期集中のトレ!!）実施業務プロポーザル審査委員会において、本要領及び仕様書等に基づき提出された、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。（別紙「通所型サービスC業務委託プロポーザル審査基準」のとおり。）なお、審査委員会においてプレゼンテーションによる審査の実施が必要でないとき、プレゼンテーションによる審査を実施しない場合がある。

(1) 書類審査

提出された申請書類により、「6 参加資格」に定める応募資格に関する資格審査を高齢者支援課において実施する。資格審査の合格者を対象として、選定委員会において、提出書類を基に評価基準により書類審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査日時等

- ア 開催日 令和4年8月15日（月）（予定）
- イ 開始時間 後日通知する。
- ウ 場所 あきる野市役所庁舎内を予定

- エ 所要時間 1 事業者につき、40分以内
・提案説明20分以内
・質疑応答20分以内
- オ 内 容 企画提案書の説明
- カ 説明者 本業務の担当予定者が説明及び回答を行うものとし、会場に入室できるのは、3人以内とする。
- キ 使用機器 プロジェクターの使用を可能とする。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコンは持参すること。

(3) 評価・採点の留意事項

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- イ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、提案額が低い者を選定する。なお、提案額が同じ場合は、くじ引きとする。
- ウ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。
- エ 審査委員会における審査の内容は公表せず、意義申し立ては受け付けられないものとする。また、不正行為又は虚偽の記載があった場合は失格とし、選考対象から除外する。

1 1 審査結果

(1) 通知方法

書類審査及びプレゼンテーション審査を受けた全ての申込者に文書で通知する。

なお、審査結果については、受託候補者として特定した者との契約締結後に、その者の名称、点数及び採点結果を市ホームページで公表する。

(2) 通知時期

令和4年8月19日（金）を予定

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加並びに削除は、軽易なものを除き認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

1 3 その他留意事項

本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

1 4 提出先及び問合せ先

あきる野市健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係

住所：〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350

電話番号：042-558-1111 内線 2632

F A X：042-558-1172

メールアドレス：050301@akiruno-info.tokyo.jp

担当：中嶋・堀内・藤田